

外の研究者のための「流動研究員」，「分館・分室制度」，「姿なき研究所」，「フェローシップ」，「研究支援組織」の構想を十分な補助人員・施設・設備・予算の裏付けのある制度として確立することが絶対に必要である。

13. 国際交流・共同利用関係施設

情報の利用者であるとともに情報の生産者でもある内・外の研究者のためのゲストハウス・宿泊施設をセンターの構内（それが困難である場合には交通至便の地域）に設置することが望ましい。

9-58

総学庶第1821号 昭和49年11月20日

内閣総理大臣 田中角栄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：科学技術庁、経済企画庁、国土庁、環境庁、沖縄開発庁および北海道開発庁各長官、大蔵、文部、厚生、農林、通商産業、運輸、郵政、建設および自治各大臣

地域問題及び地域計画学研究の促進について（勧告）

標記のことについて、本会議第66回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

近年激化しつつある都市、地域、国土問題に対処し、地域問題及び地域開発の基礎的研究を画期的に促進することはきわめて緊要の課題となっている。このため、地域問題及び地域計画学に関する総合的な基礎的研究をおこないうる研究組織の確立と、その中心となる研究所、研究施設などの設置、大学講座などの拡充などの研究機構の確立が必要とされている。その第一着手として、最近急激に増大しつつある関係情報、資料をそれぞれの地域に即して収集、整理し、関係研究者の国内、国際連絡の核となる施設として地域計画学資料センターを全国的につり合いのとれた形で分散した数地域の大学に既存あるいは新設の関係研究施設、講座等と連繋して設置することを勧告する。

別 紙

説 明

1. 地域問題及び地域計画学研究の現状と問題点

近年における「高度経済成長」と各種の「地域開発」は、わが国土を大きく変貌させた。それによって、巨大都市圏への産業・人口の集中、過密と過疎、住宅難、交通難、自然や文化財・生活環境の汚染と破壊、災害・公害の激発などのさまざまな困難と災厄がうみだされ、憲法が保障している国民の健康にして文化的な生活を営む基盤をおびやかすまでにいたっている。

このような、都市、地域、国土問題の激化に対して、従来すすめられてきた都市問題、農村問題あるいは地域開発、都市計画などに対する研究体制は、いちじるしくたちおくれているといわねばならない。このことが、あやまりない対策や計画・政策の樹立をさまたげ、高度経済成長の

ひざみの激化をいっそうたすけれどもいえる。

しかし今日の地域問題及び地域計画学研究が当面している問題は単にそれだけではない。現在、全人類が直面している未曾有の人口増加と都市化が提起している資源、産業、環境及び居住の問題を未来にむかって如何に解決していくか、また特に高密度社会を形成している我が国の困難な条件のもとに、より豊かな生活と生活環境を将来に向って如何に確保していく道を求めるか、という国民の生存と生活の前途にかかるきわめて重大な問題とも関連している。このことは、現在進行しつつある地域空間の変改がその「予定調和」を何ら保障するものでないことにもかかわらずなお前代未聞の規模と速度で、いわば取返しのつかぬ形でそれが進められ、その危険な前兆がすでにさまざまなもので随所にあらわれつつあることから考えても、きわめて緊急の重大性をもっていることは明らかである。

こうした課題にこたえるため、国土、地方、都市、農村など、地域におこりつつある問題を明らかにし、これに如何に対処するか、さらには地域のより好ましい発展のために、居住地の整備、産業の配置、都市計画や農村計画、地域や国土の開発などに対して、さまざまな開発にもとづく効果を正確に予測し、そのあやまりない方向づけをうるため、科学の諸文野の協力による総合的な取り組みによる地域問題および地域計画学の科学的な研究の画期的な前進がのぞまれている。

ひるがえってわが国の地域問題及び地域計画学の現状をみると、この方面的研究はたしかに早くからとりくまれていた。

すなわち、包括的な地域現象の理解と解析にかかるものとしては人文地理学があり、学際的な研究としては都市等の進展もみられる。また近年、都市問題、農村問題、自治体問題、あるいは地域経済、地域開発などに対する研究が進みはじめている。また、生活空間の造成工学としては、建築学、土木工学、造園学などいわゆる都市計画に関する領域の研究は早くからおこなわれてきた。

戦後は、高度経済成長と都市化の急激な進行をうけて、1968年に東京大学に都市工学科が設けられたのをはじめとして、都市計画、地域計画、交通工学、衛生工学などの学科、講座の新増設のうごきが活発であり、最近はまた環境問題の激化に対応するかのように、環境工学関係の学科・講座の拡充が数多くみられる。

しかしこうした動きは、全体として当面している課題へのせまい技術的なバラバラの対応であり、それらをつなぐ学際的な協力はきわめて未熟であってこの問題が要請している全体的な展望にもとづくバランスのとれた総合的研究体制の整備とは必ずしも結びついていない。

一方、現実の要請からくるプロジェクト・タイプの地域計画研究については近年、大学における関連学部、学科、講座だけにとどまらず、行政における専門家、民間におけるコンサルタント、さまざまな公、私の研究機関、およびそれらの相互の協力関係によって広汎に実施されるようになり、その多様さにおどろくべきものがある。しかし、その多くは、現実に当面する開発を前提とするものであって、そこにおのづから制約がみられる。

このような一見旺盛な諸分野の研究活動があるにもかかわらず、それがわが国の地域問題の激化に十分な歯止めとならず、さらに有効な展望と確信ある計画として具体化され得ない原因の一つは、これらの研究が明らかに個別的かつ対症療法的な要請への対応にとどまっており、またあ

まりにも短時間のその場かぎりの作業に終始していることである。現在、地域問題および地域計画学が求められている基本的な課題に、科学的にこたえるには、持続性をもった基礎研究のみあげと、学際的な研究による総合化である。これを行うための基盤がかけていることが指摘される。

今日の地域問題と、それに対応する計画と構想にかかる研究は、単なる短期的なプロジェクトの総合、あるいは、既成研究分野からみた「応用研究」の集積で解明されるものではなく、基本的な対象と問題についての総合的な展望にうらづけられた持続的な研究を必要としている。それは既成の専門家の一時的な組織化やコーディネーションの限界をはるかにこえたものである。

現在、地域問題および地域計画学が当面している、たとえば、生活構造、地域経済、コミュニティ、国土の土地利用、交通、居住・環境といった問題のいずれをとりあげても、それらは既成の専門科学の領域をこえたものであり、多面的な基礎研究の蓄積と総合化によってはじめて解明されるものである。しかし今日の研究体制は、

- ① 地域問題に、総合的、学際的にとりくむための基礎的研究の基盤が弱体で、特に人文、社会科学、自然科学と工学、農学等の間の調和のとれた基盤形成をかいっている。
- ② 関連する研究者が、自主的、主体的に創造的な協力研究を展開しうる開放的な研究組織をもっていない。
- ③ 中・長期にわたって持続的な研究を展開できる研究予算ないし研究組織施設の整備がない。

これらは、おしなべて現実の地域問題の激化が社会的に要請しているものに対する研究体制の著しいいたちおくれを意味している。

都市問題、地域問題はいうまでもなく20世紀における全世界的な都市化のもたらした、世界的な新しい問題であるが、その先進国たるヨーロッパにおいては、早くから大学における公衆衛生、社会学、地理学、建築学、都市計画学などの、学部、学科、講座等の充実、あるいは、国立の都市計画研究所、社会科学研究所などの設立があり、各種の公的研究機関が実際的交流の場を提供されており、各部門の専門家の協力体制や国際交流にみるべきものがある。

また多数の開発途上国においても、U.N. その他の国際的機構の助力と協力のもとにさまざまな努力が払われている。

地域開発が極限的に進行して世界的に最も高密度社会を現出しているわが国の地域問題、地域計画研究は、各国からも注目されており、国際的な研究センターとしての役割も大きく期待されている。

以上の点にかんがみて、地域問題及び地域計画学研究の具体的な将来計画をたてることは刻下の急務となっている。

2. 地域問題及び地域計画学研究の将来計画

2-1 検討の経過

日本学術会議では、第6期以降、安全工学研究連絡委員会、都市計画分科会において、「地域計画研究の将来計画」の検討をすすめてきた。1968年には、大型の地域計画学研究所の設立と大学の学科、講座の新設拡充を中心とする第一次案がつくられた。しかし研究所及び新增設講座の規模が余りにも大きいとの批判があり、また大規模な单一研究所の設立によって、

広汎な研究者の参加、協力を必要とする研究の進展や総合化が必ずしも期待できないという指摘もあった。

これらの意見をくみ入れ、1972年に第2次案がつくられたが、さらに広汎な関連研究者の意向を汲みいれるため、シンポジウム、アンケートなどをおこない、また第9期にもうけられた、都市、地域、国土問題特別委員会の検討をへて、単にフィジカルな地域計画学の研究だけでなく、その基礎となる、人文、社会科学をもふくむ地域問題の研究をもあわせ、また研究所の設立よりも関係研究者の連絡組織の確立、拡充を中心とした本案が作成されることとなった。

2-2 基本方針

国土問題、都市問題が日々激化しつつある現状において、地域問題の究明と総合性をもつ地域計画理論の確立は、きわめて緊要な社会的要請である。

日本学術会議は、第9期において「国土、地域、都市問題特別委員会」を設けて地域問題の解明にとりくんでいるが、その成果を挙げるためには、今後の長期にわたる努力の蓄積と、これを裏づける研究体制の整備充実が必要である。

この課題にこたえるためには、

- ① 従来からのフィジカルプランニングにとどまらず、近年展開されつつある地域問題にかかる、人文、社会科学と自然科学からの研究参与をふくめた総合的かつ学術的な研究組織を確立する。
- ② 増大しつつある地域情報の収集、処理と地域に即した研究の発展をささえるために、国際的、全国的センター及び、地域に即した地域毎の資料センターをもうけ、研究連絡を確保する。
- ③ 社会的な要請にいちじるしく立ちおくれている基礎的研究の充実のための研究機構の整備をはかり、あわせてこの方面に必要な人材の養成、再訓練をはかる。

以上の基本方針を実現するため、研究体制の整備については10ヶ年を一応の目標とし、次のような構想を段階的に実現していくことが考えられる。

2-3 構想

(1) 研究連絡組織

- ① 研究者が全国的に広く各大学、及び研究機関に分散しているので、それぞれの研究活動について充分な連絡を保ちながら、研究を遂行するために、関連学会を母体として、地域、全国にわたる研究協力のネットワーク機関として「地域計画学連絡会議」（仮称）を設ける。
- ② 研究連絡会議は、全国を、北海道、東北、東京、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄などの10地域にわけ、それぞれに地域組織をもつ。
- ③ 研究連絡会議は、海外における研究機関、特に国際的な学会連盟等と密接な連絡を保ち、国際的な分野における日本の窓口となる性格を持つ。
- ④ 研究連絡会議は、各地区及び専門分野別の代表者で構成し、相互の連絡を密接にし、研究テーマに関する総括的な調査、研究活動の促進、研究成果の総合など重要事項の審議を

行う。

(2) 地域計画学資料センター

地域計画学は、地域に即した研究を必要とするから、それらの研究の成果と地域に関する各種の情報・資料をたえず収集・整備して、今後の研究に役立たせる必要がある。

これらの資料は、調査報告、記録、統計、写真、地図など莫大な量に及び、今後さらに急速に増大する傾向にある。研究推進のためには、これらの内外の資料が、研究者の容易に利用できるような処置がとられていく必要がある。

- ① 年々急増する地域問題、計画関連の資料を系統的に収集し、利用に供せるようにする。
- ② 資料センターは、上記の10地域ごとに最低限各1ヶ所設置する。

(3) 地域計画学研究機構

今後の地域計画学研究への社会的要請にこたえるためには、在来の研究基盤にのみたよる研究体制の強化のみでは不十分である。新しい総合課題に対応する研究所、研究施設等の新設と、それらを拠点とする、地域的、全国的および国際的な研究交流を確立することが、もっとも緊要である。

- ① 一大規模研究所としてではなく、各地域に分散した研究機関を研究連絡会議によりネットワークする方式をとる。
- ② 上記10地域に少なくとも1つ以上の大学、または文部省直轄共同利用の研究所（研究センターまたは研究施設をふくむ。以下、本文では「研究所」という）をもうける。大規模な開発が行われようとしているにもかかわらず、研究機関、研究者の手うすな沖縄などの地域の強化が特に急を要する。
- ③ 地域資料センターは「研究所」に併設する。
- ④ 地域ごとの研究連絡会議の事務局機能を担当させる。
- ⑤ 研究所は、地域的課題にこたえうる特色のある部門構成をもつものとする。
- ⑥ 研究部門は、固定的なものではなく流動性をもたせる。
- ⑦ 研究所は大学院の研究教育機能をもつ。
- ⑧ 必要に応じて専門家のための研修コースを設ける。
- ⑨ 研究部門（講座）として新設、拡充させるべきものの例として、次のようなものをあげることができる。

地域開発史 人口解析 生活構造 地域調査 地域計測
都市問題 農村問題 自治体経営 開発法制
地域福祉 地域保健 環境衛生 環境心理 コミュニティ
地域文化 環境制御 地域防災 自然保護 地域生態
歴史環境 地域文化財 保存修景
産業配置 地域資源 土地問題 住宅問題 土地利用
居住計画 交通システム

(4) 大学の講座・部門の充実

地域問題及び地域計画学に関する講座および学科、研究施設等を既成の学科および学部に

新增設する。これらが果す役割は、

- ① 専門家の養成のための基礎教育
- ② 新しい境界領域における研究の展開
- ③ 地域ごとに総合性のある研究ネットワークの形成
- ④ 研究体制整備の段階的過程
 - ① この目的を達成するには、さしあたり、第1期計画として各地域ごとに、6講座、第2期計画として更に6講座を整備する必要があろう。すなわち、全国で、第1期48～60講座、第1、2期あわせて、96～120講座を設置する。この場合、従来の傾向としてみられる大都市中心主義を再検討し、関係研究機関、研究者の弱体は後進地域の拡充を優先することが必要である。
 - ② とくに大都市圏以外の地域においては、研究所と協力して最少限必要な総合性をその地域において確立できるような講座を確保するようにする。
 - ③ 地域での講座の配置は、地域における研究体制の現状と地域の課題を考えて、特色ある構成とする。既成の諸専門講座との重複を避け、境界領域や新しい専門領域を重視する。

近年、各大学で、計画が具体化しつつある環境工学科、都市工学科、地域計画学科等の実現を推進するとともに、より具体的な地域の人文、社会、経済問題等の関連講座も充実することにつとめ、総合化と調和ある構成をつくり出す。

3. 地域計画学資料センターについて

前項でのべた将来構想を実現していくためには、まず第1に研究連絡組織の確立による関係研究者の連絡交流の場を強化していくことが必要である。これについては、現在、科学研究費の総合研究などによって、その緒がつくられつつあるが、より確実な基盤をつくるため、学際的な国土問題に関する計画研究への助成がのぞまれる。

研究機構の拡充については、これを効果的に行なうために、学問分野全体の展望をもつことが必要である。前記の構想はそのためにまとめられたのであるが、これらは各地域の大学、研究所等によって現に進行しつつあるものもあるので、その成果をみまもっていくことにしたい。

これらに対して、地域計画学資料センターは、

- (1) 各大学における研究施設整備の計画には、従来明確にはとりあげられていない。
- (2) 研究連絡組織の確立を推進する物質的基盤として重要である。
- (3) 現実に日々大量に作成され、しかも散逸のおそれのある地域に即した情報、資料の収集、整理が早急に着手されなければならない。という点で、上記将来構想の中で、その第1着手として実現が望まれる。これが本勧告の具体的な内容をなすものである。

資料センターは、全国10地区の少なくとも1ヶ所の大学に関係研究所施設、あるいは講座などと連繋をとって設置する。

その構成と標準的な概要を示せば次の通りである。

(地域計画学資料センターの内容)

(1) 機能構成

① 地域計画学関連情報の収集、利用サービス

学際的、総合科学としての地域問題及び地域計画学に必要となる多角的な情報を収集する。

(ア) 学術的な調査研究のみならず、官庁、行政機関、各種の研究機関、民間組織などからの調査、研究、計画等に関するすべての情報を収集する。地域開発に関連する歴史的資料も含める。

(イ) 事業の進行にともなって作成され廃棄されていく。ともすれば散逸しがちな各種資料を系統的且つ長期間にわたって蓄積していく。

(ウ) 各地域で当面する諸課題に対応し得るよう情報を総合的に収集、整理する。

(エ) 書籍、雑誌、報告書などにとどまらず、各種の調査資料、計画書、基本統計、データ、地図など、また、図版、テープ、フィルム、模型等、多様な形態の情報をとりあつかえるようにする。

(オ) 今後、いっそう複雑化し、増大する情報量に対して、多角的、有機的な検索機能を整備して、利用サービスの充実をはかる。

② 研究連絡会議のコア・サービス

(ア) 資料センターは、全国10地区（北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄）に少なくとも一ヶ所を大学の既設又は新設の関係研究所、図書館、あるいは講座と連繋をとって付置する。

(イ) センターには、関係研究者の研究連絡の核（コア）としての機能を具備させる。

(ウ) 何れかのセンターが、国内の連絡中心となり、国際的な連絡事務をも担当する。

③ 組織構成

- ① 収集 受入 計画的、系統的に収集する。
- ② 整理 目録 各種の情報蓄積を系統化する。
- ③ 検索サービス 必要な情報の検索、リストの作成をおこなう。
- 閲覧 貸付 視覚資料、データ処理、グラフィックス処理機能をふくむ。

④ 人員構成

	教 授	助教授	助 手	司書(技官)	事務員
所 長	1	—	—	—	—
企画・研究	(1)	2	(2)	—	—
収集・受入	—	—	—	1	1
整理・目録	—	—	1	1	2
検索サービス	—	—	1	1	1
閲覧サービス	—	—	—	1	1
庶 务	—	—	—	—	2
計	1	2	2	4	7

()内は兼務

合計 16名

(4) 施設構成

所長室 事務室

研究室 ビジター型究室 会議室

情報整理室 書庫

検索サービス室 計算機室

閲覧室 視聴覚サービス室

文献複写室

その他諸室

(5) 設置予算

建築費	360,000,000
-----	-------------

備品費(検索機器ふくむ)	60,000,000
--------------	------------

資料購入費(当初分のみ)	60,000,000
--------------	------------

合計	4億8千万円
----	--------

※ いづれも、標準的な資料センターとして、その1ヶ所当たりを算出した。

9-59

総学庶第1822号 昭和49年11月20日

内閣総理大臣 田中角栄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：科学技術庁、環境庁両長官、大蔵、文部、厚生
(および自治各大臣)

人類遺伝学の推進と国立遺伝衛生研究所(仮称)の設立について(勧告)
標記のことについて、本会議66回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

近年における医科学の進歩は極めて目覚ましいものがある。その結果感染症を中心とする外因性疾患の急速な減少をもたらしたが、反面、内因性(遺伝性)疾患の比重を増加することになった。この傾向は環境内に放出される各種突然変異原が増大を続けている現状を考えると、今後ますます強くなるものと予想される。したがって遺伝性疾患対策は今後における医学の重要課題の一つと考えられ、これが研究の推進は喫緊の肝要事と言わねばならない。ところが我が国の人類遺伝学は早くからその重要性が認識されながら、医学教育におけるカリキュラム上の制限などのために学部教育に取り入れられること少なく今日に至り、教育面においてはなはだしく立ち後れ、また研究を推進する組織や施設の面においても著しく不十分で、この情勢に対処するためには思い切った施策が必要と考えられる。

よって、本会議は、別添資料Iに示した遺伝衛生研究所(仮称)の設置を含む下記の施策を勧告する。政府はその重要性にかんがみ速やかにこれらの実施について配慮されたい。

(1) 国立研究機関として遺伝衛生研究所(仮称)を設置する。この研究所は、その使命として遺伝性疾患の発生を防止し、併せて国民の遺伝資質の向上を期するために必要な調査、研究、研修な